

2026 軽検検第 43 号の 6
令和 8 年 2 月 13 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

軽自動車検査協会
検 査 部

「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定について

近年、地域交通の維持・確保や多様な移動ニーズへの対応が求められる中、法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下「自家用車活用事業」という。）について「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和 6 年 3 月 29 日国自整第 283 号）にて取扱いが定められており、当該事業に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して 11 か月が経過する日から 12 か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められています。

また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとされています。

これを受け、軽自動車検査協会業務方法書第 16 条第 6 号に規定する附帯業務として、自家用車活用事業に供される検査対象軽自動車の年次検査の実施に関する取扱いを別紙「自動車検査協会年次検査事務取扱規程」（令和 8 年 2 月 13 日協会規程第 2 号）のとおり定めたので、貴連合会におかれましても、年次検査の確実な実施がされるよう関係者へ周知方よろしくお願いいたします。

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程

令和8年2月13日

協会規程第2号

(目的)

第1条 この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）第16条第6号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和6年3月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第14号）によるほか、次の各号に定める。

- 一 「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。
- 二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定において許可を受けたタクシー事業者をいう。

(年次検査の実施場所・実施方法等)

第4条 年次検査は、法人タクシー事業者からの申出により、最寄りの事務所、支所及び分室において実施するものとする。

- 2 年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査（持込検査）と同じ方法（保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添124の適用について、同別添中「法第62条第1項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）による年次検査」と読み替えるものとする。）により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いは別に定めるところによるものとする。

- 3 協会は、年次検査の結果、保安基準に適合する（OBD 検査を含む。）場合は、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知するものとする。
- 4 年次検査の結果、保安基準に適合しない（OBD 検査を含む。）場合であっても、限定自動車検査証の交付は行わないものとする。

（受検書類及び手数料の納付）

- 第5条 協会は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに軽自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式1）の提出を求めるものとする。
- 2 協会に対し年次検査を申し出る者は、検査対象軽自動車1両につき1,800円（消費税相当分を含む。）を協会に納入するものとする。なお、法第102条第2項に基づく審査用技術情報管理事務に係る手数料（いわゆる技術情報管理手数料）の納入は要しない。
 - 3 年次検査に係る手数料の収納については、検査手数料収納事務取扱規程（昭和48年9月17日協会規程第15号）により理事長が指定した者により行わせることとし、当該収納事務の具体的取扱いについては別に定めるところによるものとする。
 - 4 手数料の収納については、様式2の収納済印影を使用するものとする。

（年次検査の拒否）

- 第6条 協会は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。
- 一 前条第2項の手数料が納入されていないとき。
 - 二 年次検査の実施が著しく困難な状態で軽自動車が提示されたとき。
 - 三 その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

様式1 (年次検査受検申出書)

年次検査専用

受検日 年 月 日

軽自動車検査協会 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し上げます。

記

【車両情報】

車両番号 : _____

車台番号 : _____

【受検者情報】

法人タクシー事業者名 : _____

法人タクシー事業者住所 : _____

受検者氏名 : _____

受検者連絡先 : _____

予約確認欄

年次検査手数料印影表示箇所

--	--

様式2 (手数料収納済印影)

